平成２５年（フ）第１０３３号
北海道虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉109番地
柳川通団地２―1113
債務者　佐藤　優子
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０５０号
札幌市清田区清田６条１丁目７番30号
債務者　中村　堅守
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１号
北海道磯谷郡蘭越町目名町215番地
債務者　酒井　洋平
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２５年（フ）第１２９号
群馬県高崎市宮沢町1439番地２
債務者　清水　宏治
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第３０６号
埼玉県狭山市大字南入曽1048番地の３　木村方
債務者　加藤　和也
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３１０号
埼玉県比企郡川島町大字上伊草1766番地２
債務者　佐藤　拓哉
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３１４号
埼玉県所沢市東所沢３丁目２番地の２　ジョイナス205
債務者　星　　和典
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３１７号
埼玉県飯能市大字双柳1498番地81
債務者　佐藤　信明
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３１８号
埼玉県富士見市山室２丁目18番25号
債務者　長野　陽子
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３２１号
埼玉県所沢市東狭山ケ丘２丁目2921番地
債務者　國友　玲子
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３２３号
埼玉県富士見市針ケ谷２丁目33番地４　サザンアベニューＡ―103
債務者　中井　悦子
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３２４号
埼玉県富士見市針ケ谷２丁目33番地４　サザンアベニューＡ―103
債務者　中井　　真
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３２号
岐阜県瑞浪市釜戸町215番地の３
債務者　足立　　茂
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第５８号
岐阜県土岐市泉町河合889番地の２、従前の住所岐阜県可児市星見台１丁目18番地
債務者　高木　征之
1　決定年月日時　平成25年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第２００号
静岡県伊豆市大野1913番地
債務者　中村　髙広
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第２２２号
静岡県沼津市青野239番地の２　東建アパート原Ａ―102、前住所大阪府大阪市生野区舎利寺１丁目10番７号
債務者　古川　理絵（旧姓古屋）
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第４２号
静岡県富士市国久保１丁目４番35号　ピュアコーポＡ―401号、前住所千葉県習志野市鷺沼台４丁目８番30号　ドエル幕張101号
債務者　後藤　和喜
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
静岡地方裁判所富士支部